沖縄県環境影響評価条例

（平成12年12月27日
沖縄県条例第77号）

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　技術指針（第４条）
第３章　配慮書（第４条の２―第４条の８）
第４章　方法書（第５条―第10条）
第５章　環境影響評価の実施等（第11条・第12条）
第６章　準備書（第13条―第19条）
第７章　評価書
　第１節　評価書の作成等（第20条―第22条）
　第２節　評価書の補正等（第23条・第24条）
第８章　対象事業の内容の修正等（第25条・第26条）
第９章　評価書の公告及び縦覧後の手続（第27条―第33条）
第10章　事後調査の実施等（第34条―第41条）
第11章　環境影響評価その他の手続の特例等
　第１節　都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例（第41条の２―第46条）
　第２節　港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第47条・第48条）
第12章　法の対象事業等に係る手続（第49条・第50条）
第13章　沖縄県環境影響評価審査会（第51条―第54条）
第14章　雑則（第55条―第61条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）の本旨に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及びその事業の実施以後において事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

２　この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいう。ただし、環境影響評価法（平成９年法律第81号。以下「法」という。）第２条第４項に規定する対象事業を除く。

(1) 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次号において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの

(2) 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、前号の事業に準ずる規模を有するものとして規則で定めるもののうち、その全部又は一部が特別配慮地域内において行われるもの

３　この条例において「特別配慮地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により指定された特別保護地区
(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第１項の規定により指定された特別地域又は同法第22条第１項の規定により指定された海域公園地区
(3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第１項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第22条第１項の規定により指定された自然環境保全地域
(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第36条第１項の規定により指定された生息地等保護区
(5) 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第20条第１項の規定により指定された特別地域
(6) 沖縄県自然環境保全条例（昭和48年沖縄県条例第54号）第17条第１項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第25条の規定により指定された緑地環境保全地域、同条例第26条の規定により指定された歴史環境保全地域又は同条例第27条の規定により指定された海域保全地区

４　この条例において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者）、対象事業を実施している者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしている者）、対象事業を実施した者（委託に係る対象事業においては、その委託をした者）又は対象事業の工事の完了後において事後調査その他の手続を行うことの引継ぎを受けた者をいう。

（県等の責務）

第３条　県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第２章　技術指針

第４条　知事は、沖縄県環境基本条例第９条第２項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

２　技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 配慮書対象事業（第２条第２項第１号及び第２号に規定する事業（法第２条第２項に規定する第一種事業及び法第３条の10第１項の規定による通知がなされた法第２条第３項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）が実施されるべき区域その他の事項
(2) 配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項
(3) 計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する事項
(4) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項
(5) 環境の保全のための措置に関する事項
(6) 事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法の選定に関する事項
(7) 第４条の３第１項の配慮書、第５条第１項の方法書、第13条第１項の準備書、第20条第２項の評価書、第23条第３項の評価書及び第36条の事後調査報告書の作成方法
(8) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に必要な技術的事項

３　知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

４　知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

第３章　配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第４条の２　配慮書対象事業を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、１又は２以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）
第４条の３　配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。
(1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 配慮書対象事業の目的及び内容
(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
(5) その他規則で定める事項
２　相互に関連する２以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。
（配慮書の送付等）
第４条の４　配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
（知事の意見）
第４条の５　知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。
（配慮書についての意見の聴取）
第４条の６　配慮書事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。
２　配慮書事業者は、前項の規定による意見を求めるときは、配慮書の案又は配慮書の内容を周知させるための説明会の開催に努めなければならない。
（配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等）
第４条の７　配慮書事業者は、第４条の５及び前条第１項の規定による意見を考慮して、配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表に努めなければならない。
（配慮書対象事業の廃止等）
第４条の８　配慮書事業者は、第４条の４の規定による公表を行ってから第７条又は法第７条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事のその旨を通知するとともに、その旨を公表しなければならない。
(1) 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。
(2) 第４条の３第１項第２号及び第３号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。
(3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
２　前項第３号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第４章　方法書

（方法書の作成）
第５条　事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第４条の５の意見が述べられたときはこれを勘案して、第４条の２の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。
(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 対象事業の名称
(3) 対象事業の目的及び内容

(4) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）の概況
(5) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその概況
(6) 第４条の３第１項第４号に掲げる事項
(7) 第４条の５の知事の意見
(8) 前号の意見についての事業者の見解
(9) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
(10)その他規則で定める事項

２　事業者が法第３条の10第２項の規定により適用される法第３条の３第１項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第３条の３第１項の配慮書の」と、「第４条の５の意見」とあるのは「法第３条の６の意見」と、「第４条の２の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは「法第３条の２第１項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第６号中「第４条の３第１項第４号」とあるのは「法第３条の３第１項第４号」と、同項第７号中「第４条の５の知事」とあるのは「法第３条の６の主務大臣」とする。

３　相互に関連する２以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付）

第６条　事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該方法書及びこれを要約した書類（次項及び次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

２　知事は、前項の規定により方法書及び要約書の送付を受けたときは、当該方法書及び要約書を当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に送付するものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

第７条　事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、方法書及び要約書を前条第２項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第７条の２　事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第６条第２項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

２　事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知するとともに、方法書説明会の開催を予定する日の１週間前までに公告しなければならない。

３　事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

４　事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第２項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

５　前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の提出）

第８条　方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第７条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

２　前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第９条　事業者は、前条第１項に規定する期間を経過した後、知事に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要（同項の規定による意見書の提出がなかったときは、その旨）を記

載した書類を送付しなければならない。
２　知事は、前項の書類の送付を受けたときは、第６条第２項の市町村長に対し当該書類の写しを送付するものとする。

（方法書についての知事の意見等）

第10条　知事は、前条第１項の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
２　前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について第６条第２項の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとし、必要があると認めるときは、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。
３　第１項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条第１項の書類に記載された意見に配意するものとする。
４　知事は、第１項の意見を述べたときは、同項の書面の写しを第６条第２項の市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第５章　環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第11条　事業者は、前条第１項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第８条第１項の意見に配意して第５条第１項第９号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施）

第12条　事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第６章　準備書

（準備書の作成）

第13条　事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。
(1)　第５条第１項第１号から第８号までに掲げる事項
(2)　第８条第１項の意見の概要
(3)　第10条第１項の知事の意見
(4)　前２号の意見についての事業者の見解
(5)　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
(6)　環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
　ア　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
　イ　環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
　ウ　イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置（以下「事後調査」という。）
　エ　対象事業に係る環境影響の総合的な評価
(7)　環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(8)　その他規則で定める事項
２　第５条第３項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付）

第14条　事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、準備書及びこれを要約した書類（次項及び次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。
２　知事は、前項の規定により準備書及び要約書の送付があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第12条の規定により行われた環境影響評価の結果にかんがみ第５条第１項第５号に掲げる事項に係る地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）

を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及び要約書を送付するものとする。

（準備書についての公告及び縦覧）

第15条　事業者は、前条第１項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第16条　事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

２　第７条の２第２項から第５項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第４項中「第２項」とあるのは「第16条第２項において準用する第２項」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「第16条第１項及び第２項において準用する前３項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第17条　準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

２　前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての意見の概要等の送付）

第18条　事業者は、前条第１項に規定する期間を経過した後、知事に対し、規則で定めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

２　知事は、前項の書類の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、当該書類を送付するものとする。

（準備書についての知事の意見等）

第19条　知事は、前条第１項の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

２　前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとし、必要があると認めるときは、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

３　第１項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条第１項の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。

４　知事は、第１項の意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

第７章　評価書

第１節　評価書の作成等

（評価書の作成）

第20条　事業者は、前条第１項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第１項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1)　第５条第１項第３号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）　同条から第24条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2)　第５条第１項第１号若しくは第２号又は第13条第１項第２号から第４号まで若しくは第７号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）　次項及び次条から第24条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3)　前２号に掲げるもの以外のもの　技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事

業に係る環境影響評価を行うこと。

2　事業者は、前項第１号に該当する場合を除き、同項第３号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第13条第１項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる事項が準備書に記載した内容を修正しているものにあっては、その経過及び理由

(3) 第17条第１項の意見の概要

(4) 第19条第１項の知事の意見

(5) 前２号の意見についての事業者の見解

（評価書の送付）

第21条　事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

（評価書についての知事の意見）

第22条　知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2　知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

3　知事は、第１項の意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

4　知事は、第１項の意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、同項に規定する期間内にその旨を通知するものとする。

第２節　評価書の補正等

（評価書の再検討及び補正）

第23条　事業者は、前条第１項の意見が述べられたときはこれを勘案して評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第５条第１項第３号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）　同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第５条第１項第１号若しくは第２号、第13条第１項第２号から第４号まで若しくは第７号又は第20条第２項第２号から第５号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）　評価書について所要の補正をすること。

(3) 前２号に掲げるもの以外のもの　技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2　事業者は、前項第３号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技術指針で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3　事業者は、第１項第１号に該当する場合を除き、規則で定めるところにより、同項第２号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を知事に対してしなければならない。

4　知事は、前条第４項の規定による通知をしたとき、又は前項の規定による送付若しくは通知を受けたときは、関係市町村長に評価書（第１項第２号又は第２項の規定による評価書の補正があったときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第24条　事業者は、第22条第４項の規定による通知を受けたとき、又は前条第３項の規定による送付若しくは通知を行ったときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第８章　対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第25条　事業者は、第７条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第５条第１項第３号に掲げる事項を修正しようとする場合（第20条第１項又は第23条第１項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第５条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（対象事業の廃止等）

第26条　事業者は、第７条の規定による公告を行ってから第24条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第５条第１項第３号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

２　前項第３号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第９章　評価書の公告及び縦覧後の手続

（対象事業の実施の制限）

第27条　事業者は、第24条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第20条第１項、第23条第１項又は第25条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

２　事業者は、第24条の規定による公告を行った後に第５条第１項第３号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

３　第１項の規定は、第24条の規定による公告を行った後に第５条第１項第３号に掲げる事項を変更して当該事業（当該変更後の事業が対象事業に該当するものに限る。）を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第１項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における対象事業の実施の引継ぎ）

第28条　事業者は、第24条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

２　前項の場合において、第26条第２項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第29条　事業者は、第24条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第13条第１項第５号又は第６号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第５条から第24条まで又は第11条から第24条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

２　事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

３　第25条から前条までの規定は、第１項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第27条第１項中「公告」とあるのは、「公告（第29条第１項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施の要請）

第30条　知事は、第24条の規定による公告が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第13条

第１項第５号又は第６号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、事業者に対し、前条第１項の規定に基づく環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

（知事が行う許認可等に際しての環境の保全についての配慮）

第31条　知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令又は条例の規定により免許、許可、認可、承認その他これらに相当する行為（以下「許認可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令又は条例において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告し、又は命令することができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）を要する場合において、当該許認可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

（知事以外の許認可等権限者に対する環境の保全についての配慮の要請）

第32条　知事は、前条に規定する場合において、許認可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者に対し、当該対象事業に係る評価書の写しを送付し、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、環境の保全の見地から評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（事業者の環境の保全についての配慮）

第33条　事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

第10章　事後調査の実施等

（工事着手の届出）

第34条　事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

（事後調査の実施）

第35条　事業者は、評価書に記載されているところにより、対象事業に係る事後調査を実施しなければならない。

（事後調査報告書の作成）

第36条　事業者は、前条の規定により事後調査を実施したときは、技術指針で定めるところにより、当該事後調査の結果に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

(1)　第５条第１項第１号から第５号までに掲げる事項
(2)　対象事業の実施の状況
(3)　事後調査の項目及び調査の手法
(4)　事後調査の結果の概要
(5)　事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果
(6)　事後調査の結果により必要となった環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
(7)　対象事業に係る環境影響の総合的な評価
(8)　事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（事後調査報告書の送付）

第37条　事業者は、事後調査報告書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、事後調査報告書を送付しなければならない。

２　知事は、前項の規定により事後調査報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し当該事後調査報告書を送付するものとする。

（事後調査報告書についての公告及び縦覧）

第38条　事業者は、前条第１項の規定により送付したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、事後調査報告書を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

（環境の保全についての措置の要求）

第39条　知事は、事後調査報告書の送付を受けた場合は、その内容を検討し、環境の保全についての適正な

配慮がなされる必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう書面により求めることができる。

2　前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

（事後調査の実施後における事業者の環境の保全についての配慮）

第40条　事業者は、事後調査報告書に環境の保全のための措置を講ずる旨を記載した場合及び前条第１項の措置を講ずることを求められた場合には、環境の保全についての適正な配慮をして、当該対象事業を実施し、及び対象事業の実施後の事業活動を行わなければならない。

（工事完了の届出）

第41条　事業者は、当該対象事業に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第11章　環境影響評価その他の手続の特例等

第１節　都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例

（都市計画に定められる配慮書対象事業等）

第41条の２　配慮書対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第７項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第５項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第４条の２から第４条の８までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第１項に規定する県であるときは、第３項、第44条の２及び第45条の２に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第４条の３第２項、第４条の８第１項第３号及び第２項の規定は、適用しない。

2　配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第４条の２から第４条の８までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第１項に規定する市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第１項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、第３項、第44条の２及び第45条の２に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更する手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

3　都市計画法第15条第１項に規定する県若しくは市町村又は都市再生特別措置法第51条第１項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が、第１項又は前項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第４条の２から第４条の８までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第４条の２	配慮書対象事業を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）	都市計画決定権者
	配慮書対象事業	配慮書対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第７項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係

		る施設が同条第５項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業に係る施設（以下「配慮書対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業（以下「都市計画配慮書対象事業」という。）
	当該配慮書対象事業	当該都市計画配慮書対象事業
第４条の３第１項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
第４条の３第１項第１号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第４条の３第１項第２号及び第４条の４	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第４条の４、第４条の５、第４条の６第１項及び第２項並びに第４条の７	配慮書事業者	都市計画決定権者
第４条の７	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第４条の８第１項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第４条の８第１項第１号	配慮書対象事業を実施しない	配慮書対象事業等を都市計画に定めない
第４条の８第１項第２号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業

（都市計画に定められる対象事業等に関する特例）

第42条　対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第５条から第33条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更する者が同法第15条第１項に規定する県であるときは、第３項及び第43条から第46条まで（第44条の２及び第45条の２を除く。）に定めるところにより、県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第５条第３項、第13条第２項並びに第26条第１項第３号及び第２項の規定は、適用しない。

２　対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、第５条から第33条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第１項の市町村又は都市再生特別措置法第51条第１項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項及び第43条から第46条まで（第44条の２及び第45条の２を除く。）に定めるところにより、当該市町村が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

３　都市計画決定権者が、第１項又は前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合における第５条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第１項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第４条の２の配慮書対象事業	第41条の２第３項の規定により読み替えて適用される第４条の２の都市計画配慮書対象事業
	対象事業	対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第７項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第５項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
第５条第１項第１号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第５条第１項第２号から第５号まで	対象事業	都市計画対象事業
第５条第１項第８号	事業者	都市計画決定権者
第５条第１項第９号	対象事業	都市計画対象事業
第５条第２項	事業者が法第３条の10第２項	都市計画決定権者が法第38条の６第３項の規定により読み替えて適用される法第３条の10第２項
第６条第１項	事業者	都市計画決定権者
第６条第２項	対象事業	都市計画対象事業
第７条、第７条の２第１項から第４項まで、第８条第１項、第９条第１項及び第10条第１項	事業者	都市計画決定権者
第11条、第12条及び第13条第１項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

第14条第１項	事業者	都市計画決定権者
第14条第２項	対象事業	都市計画対象事業
第15条、第16条第１項及び第２項、第17条第１項、第18条第１項、第19条第１項及び第３項並びに第20条第１項	事業者	都市計画決定権者
第20条第１項第３号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第２項、第21条、第22条第１項及び第４項並びに第23条第１項	事業者	都市計画決定権者
第23条第１項第３号	対象事業	都市計画対象事業
第23条第２項及び第３項並びに第24条	事業者	都市計画決定権者
第25条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第26条第１項	事業者	都市計画決定権者
第26条第１項第１号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第27条第１項	を行う	が行われる
第27条第２項	を行った	が行われた
第27条第３項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
第28条第１項及び第29条第１項	を行った	が行われた

（都市計画に係る手続との調整）

第43条　前条第３項の規定により読み替えて適用される第15条又は第24条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

２　都市計画決定権者は、前条第３項の規定により読み替えて適用される第15条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、縦覧に供する期間の始期を都市計画法第17条第１項に規定する都市計画の案の縦覧期間（以下「都市計画案の縦覧期間」という。）の始期と同じ日とし、都市計画案の縦覧期間中

は当該都市計画の案と併せて縦覧するものとする。
３　都市計画決定権者は、前条第３項の規定により読み替えて適用される第24条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、縦覧に供する期間の始期をこれらの者が定める都市計画についての都市計画法第20条第２項の規定による同法第14条第１項に規定する図書又はその写しの縦覧期間の始期と同じ日とし、同法第14条第１項に規定する図書又はその写しと併せて縦覧するものとする。
（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）
第44条　第42条第３項の規定により読み替えて適用される第24条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第42条第３項の規定により読み替えて適用される第５条第１項第３号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第27条第２項及び第３項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が県であるときは、第３項に定めるところにより、県が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。
２　第42条第３項の規定により読み替えて適用される第24条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第42条第３項の規定により読み替えて適用される第５条第１項第３号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第27条第２項及び第３項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画決定権者が市町村であるときは、次項に定めるところにより、当該市町村が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うことができるものとする。
３　第１項又は前項の場合における第27条第２項及び第３項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第２項	事業者は、第24条	都市計画決定権者は、第42条第３項の規定により読み替えて適用される第24条
	第５条第１項第３号	第42条第３項の規定により読み替えて適用される第５条第１項第３号
	を変更しよう	の変更に係る都市計画の変更をしよう
	当該変更	当該事項の変更
第27条第３項	第１項の規定は、第24条	第27条第１項の規定は、都市計画決定権者が第42条第３項の規定により読み替えて適用される第24条
	第５条第１項第３号	第42条第３項の規定により読み替えて適用される第５条第１項第３号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	第１項中	第27条第１項中「第24条」とあるのは「第42条第３項の規定により読み替えて適用される第24条」と、
	を行い	が行われ

	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第20条第１項」とあるのは「第42条第３項の規定により読み替えて適用される第20条第１項」

（配慮書事業者の行う手続との調整）

第44条の２　配慮書事業者が第４条の４の規定による公表を行ってから第５条の規定により方法書が作成されるまでの間において、当該公表に係る配慮書対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該配慮書に係る配慮書事業者（配慮書事業者が既に第４条の４の規定により当該配慮書を送付しているときは、配慮書事業者及び当該配慮書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての第41条の２第１項及び第２項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

２　前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第45条　事業者が第５条の規定により方法書を作成してから第７条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る事業者（事業者が既に第６条第１項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及び知事）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第42条第１項及び第２項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

２　前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

３　事業者が第７条の規定による公告を行ってから第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び知事にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第42条第１項及び第２項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

４　第２項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

５　事業者が第15条の規定による公告を行ってから第24条の規定による公告を行うまでの間において、第３項の都市計画につき都市計画法第17条第１項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第６章及び第７章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第42条第１項及び第２項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第24条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

（配慮書事業者の協力）

第45条の２　都市計画決定権者は、配慮書事業者に対し、第41条の２及び第44条の２の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

（事業者の協力）

第46条　都市計画決定権者は、事業者に対し、第42条から第45条までの規定（第44条の２を除く。）により環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

第２節　港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

（用語の定義）

第47条　この節において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第２項に規定

する重要港湾に係る同法第３条の３第１項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第48条　港湾法第２条第１項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）が県である場合において、県は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第48条第１項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。）について、第３項及び第４項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

２　港湾管理者が県以外の者である場合において、当該県以外の者が港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、知事は、当該県以外の者に対し、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第48条第１項の対象港湾計画を除く。）について、前項の規定の例により、港湾環境影響評価その他の手続を行うことを要請するものとする。

３　第２章（第４条第２項第１号、第２号、第３号及び第６号を除く。）、第５章から第８章まで（第13条第１項第４号、第８号及び第２項、第22条、第23条第１項から第３項まで並びに第26条第１項第３号及び第２項を除く。）及び第27条の規定は、第１項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第４条第１項	対象事業に係る環境影響評価及び事後調査	第48条第１項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第47条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）
第４条第２項第４号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第４条第２項第７号	第４条の３第１項の配慮書、第５条第１項の方法書、第13条第１項の準備書、第20条第２項の評価書、第23条第３項の評価書及び第36条の事後調査報告書	第13条第１項の準備書及び第20条第２項の評価書
第５章の章名	環境影響評価	港湾環境影響評価
第11条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第11条	事業者は、前条第１項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第８条第１項の意見に配意して第５条第１項第９号に掲げる事項に検討を加え	第48条第１項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第12条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価

第12条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第13条第１項各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
	環境影響評価の	港湾環境影響評価の
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
第13条第１項第１号	第５条第１項第１号から第８号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
第13条第１項第２号	第８条第１項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
第13条第１項第３号	第10条第１項の知事の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第13条第１項第５号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第13条第１項第６号	環境影響評価の結果	港湾環境影響評価の結果
第13条第１項第６号ア	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響の	第47条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の
第13条第１項第６号エ	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
第13条第１項第７号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第14条第１項	事業者	港湾管理者
第14条第２項	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
	第12条の規定により行われた環境影響評価の結果にかんがみ第５条第１項第５号に掲げる事項に係る地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下	以下
第15条	事業者	港湾管理者

	環境影響評価	港湾環境影響評価
第16条第１項及び第２項、第17条第１項、第18条第１項並びに第19条第１項及び第３項	事業者	港湾管理者
第20条第１項各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第20条第１項第１号	第５条第１項第３号	第13条第１項第２号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	同条	第11条
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第20条第１項第２号	第５条第１項第１号若しくは第２号又は第13条第１項第２号から第４号まで若しくは第７号	第13条第１項第１号又は第７号
	及び次条から第24条まで	、第21条及び第24条
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第20条第１項第３号	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第20条第２項	事業者	港湾管理者
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第21条	事業者	港湾管理者
第７章第２節の節名	補正等	公告及び縦覧
第23条の見出し	評価書の再検討及び補正	評価書の関係市町村長への送付
第23条第４項	前条第４項の規定による通知をしたとき、又は前項の規定による送付若しくは通知を受けたときは	第21条の規定による送付を受けたときは
	評価書（第１項第２号又は第２項の規定による評価書の補正があったときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）	評価書

第24条	事業者	港湾管理者
	第22条第４項の規定による通知を受けたとき、又は前条第３項の規定による送付若しくは通知を行ったときは	第21条の規定による送付を行ったときは
第８章の章名	対象事業	対象港湾計画
第25条の見出し	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第25条	事業者	港湾管理者
	第７条	第15条
	第５条第１項第３号	第13条第１項第２号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業について	港湾計画に定められる港湾開発等について
	第５条	第11条
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
第26条の見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第26条第１項各号列記以外の部分	事業者	港湾管理者
	第７条	第15条
第26条第１項第１号	対象事業を実施しない	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない
第26条第１項第２号	第５条第１項第３号	第13条第１項第２号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第27条の見出し	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第27条第１項	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画

	、第23条第１項又は第25条	又は第25条
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業）を実施して	港湾計画。以下この条において同じ。）の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をして
第27条第２項	事業者	港湾管理者
	第５条第１項第３号	第13条第１項第２号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第27条第３項	第５条第１項第３号	第13条第１項第２号
	当該事業（当該変更後の事業が対象事業に該当するものに限る。）を実施しよう	当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更をしよう
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者

４　港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第20条第２項の規定により作成された評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにしなければならない。

第12章　法の対象事業等に係る手続

（法の対象事業等に係る手続）

第49条　知事は、法第２条第３項に規定する第二種事業について法第４条第２項（同条第４項又は法第29条第２項において準用する場合を含む。）に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、必要に応じて、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に対し、その写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての当該市町村長の意見及びその理由を求めるとともに、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

２　第10条第２項及び第４項、第19条第２項及び第４項、第30条、第10章並びに第55条から第57条まで（同条第１項及び第２項第３号を除く。）の規定は、法第２条第４項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第２項	前項	法第10条第１項
	期間を指定して、方法書について第６条第２項の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとし、必要があると認めるときは	法第５条第１項の方法書について

第10条第４項	第１項	法第10条第１項
	第６条第２項	法第６条第１項
第19条第２項	前項	法第20条第１項
	期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとし、必要があると認めるときは	法第14条第１項の準備書について
第19条第４項	第１項	法第20条第１項
	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）
第30条	第24条	法第27条
	対象事業実施区域	法第５条第１項第３号の対象事業実施区域
	対象事業の	法第２条第４項の対象事業（以下「法対象事業」という。）の
	第13条第１項第５号又は第６号	法第14条第１項第５号又は第７号
	対象事業について	法対象事業について
	事業者	当該法対象事業に係る法第２条第５項の事業者（以下「法対象事業者」という。）
	前条第１項の規定に基づく環境影響評価その他の手続を行う	法第32条第１項の規定に基づく措置をとる
第34条	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第35条	事業者	法対象事業者
	評価書に記載されているところにより	法第27条の評価書に法第14条第１項第７号ハに掲げる事項が記載されている場合にあっては、その内容に従い
	対象事業	法対象事業
	事後調査	法第14条第１項第７号ハの措置（以下「事後調査」という。）
第36条	事業者	法対象事業者

第36条第１号	第５条第１項第１号から第５号まで	法第５条第１項第１号、第２号、第３号及び第７号
第36条第２号及び第７号	対象事業	法対象事業
第37条第１項	事業者	法対象事業者
第38条	事業者	法対象事業者
	関係地域	法第15条の関係地域
第39条第１項	事業者	法対象事業者
第40条の見出し	事業者	法対象事業者
第40条	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第41条	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第55条	配慮書事業者、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者（以下「事業者等」という。）	法対象事業者
	この条例	法又はこの条例
第56条	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第57条第２項	事業者	法対象事業者
第57条第２項第１号	環境影響評価、事後調査	事後調査
第57条第２項第２号	方法書、準備書、評価書、事後調査報告書	事後調査報告書
第57条第２項第４号	評価書	法第27条の評価書
	対象事業	法対象事業
第57条第３項	配慮書事業者又は事業者	法対象事業者
	第１項又は前項	前項
第57条第４項	当該配慮書事業者又は当該事業者	当該法対象事業者

（法の手続との調整）
第50条　法対象事業であったものが法第５条第１項第２号に掲げる事項の修正又は変更により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正又は変更後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定によりなされた手続及び作成された書類については、この条例の規定によりなされた手続及び書類とみなす。

第13章　沖縄県環境影響評価審査会

（設置）
第51条　知事の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査等に関する技術的な事項を調査審議させるため、沖縄県環境影響評価審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

（組織及び委員の任期）
第52条　審査会は、委員13人以内で組織する。
２　委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第53条　審査会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（運営事項等の委任）
第54条　この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第14章　雑則

（県との連絡）
第55条　配慮書事業者、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者（以下「事業者等」という。）は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県と密接に連絡し、必要があると認めるときは協力を求めることができる。

（報告の徴収等）
第56条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び公表）
第57条　知事は、配慮書事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該配慮書事業者に対し、必要な手続その他の措置をとるべきことを勧告することができる。
(1)　この条例の規定に違反して計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行わないとき。
(2)　配慮書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の事項を記載して送付し、又は公表したとき。
(3)　前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
２　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な手続その他の措置をとるべきことを勧告することができる。
(1)　この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その他の手続を行わないとき。
(2)　方法書、準備書、評価書、事後調査報告書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の事項を記載して送付し、公告し、又は縦覧に供したとき。
(3)　第27条第１項（同条第３項及び第29条第３項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
(4)　評価書に記載された内容と異なる内容で対象事業を実施したとき。
(5)　前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
３　知事は、配慮書事業者又は事業者が正当な理由なく第１項又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
４　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該配慮書事業者又は当該事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（調査研究）

第58条　県は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第59条　対象事業に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による環境影響評価及び事後調査と同等以上の環境影響評価及び事後調査が行われると知事が認めるときは、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、規則で定めるところにより、この条例の規定は適用しない。

（適用除外等）

第60条　この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

２　第２章から第13章まで及び第55条から第57条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第２項に規定する事業

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業

（規則への委任）

第61条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１章、第２章、第11章及び別表の規定は、公布の日から施行する。〔平成13年10月規則第94号で、同13年11月１日から施行〕

（経過措置）

２　この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、沖縄県行政手続条例（平成７年沖縄県条例第28号）第34条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として作成された書類であって知事及び関係市町村長（以下「知事等」という。）に対する送付の手続を経たものであると認められるもの　第14条の手続を経た準備書

(2) 第15条の規定による公告及び縦覧の手続を経たものであると認められる書類　第15条の手続を経た準備書

(3) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記した書類であって知事等に対する送付の手続を経たものと認められるもの　第18条の手続を経た書類

(4) 知事が第２号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類　第19条第１項に規定する書面

(5) 前号の意見が述べられた後に第２号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類であって知事等に対する送付の手続を経たものであると認められるもの　第23条第３項及び第４項の手続を経た評価書

(6) 第24条の規定による公告及び縦覧の手続を経たものであると認められる書類　同条の手続を経た評価書

３　対象事業（前項に該当するものを除く。）であって、次に掲げる事業（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、第２章から第12章までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に許認可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業

(2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項第１号の補助金若しくは同項第２号の負担金の交付の決定がなされた事業又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業

(3) 前２号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第１項の規定による公告が行われた事業

4　前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により対象事業として実施されるものについては、第２章から第12章までの規定は、適用しない。

（規則への委任）

5　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附　則（平成15年７月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年７月22日条例第26号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年10月１日から施行する。

（経過措置）

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成25年３月30日条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成25年規則第95号で平成26年２月１日から施行）

(1) 第２条第３項及び第４条第２項の改正規定　公布の日

(2) 附則第６項から第８項までの規定　公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日

（平成25年規則第95号で平成25年12月27日から施行）

（経過措置）

2　改正後の沖縄県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第７条、第15条又は第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る沖縄県環境影響評価条例第５条第１項に規定する方法書、同条例第13条第１項に規定する準備書又は同条例第20条第２項に規定する評価書について適用する。

3　新条例第７条の２（新条例第16条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

4　新条例第４条の２から第４条の８までの規定は、施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。

5　この条例の施行の際、新条例第４条の２に規定する配慮書対象事業について、沖縄県行政手続条例（平成７年沖縄県条例第28号）第34条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の決定に当たって、１又は２以上の事業実施想定区域における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類　新条例第４条の３第１項の配慮書

(2) 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類　新条例第４条の５の書面

6　この条例の施行後に新条例第４条の２に規定する配慮書事業者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第４条の２から第４条の８までの規定の例による新条例第４条の２に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

7　前項の規定による手続が行われた新条例第４条の２に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

8　前２項の規定は、この条例の施行後に新条例第41条の２第１項及び第２項の規定により同条第３項の規定により読み替えて適用される新条例第４条の２に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を新条例第４条の２に規定する配慮書事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、附則第６項中「、新条例」とあるのは「、新条例第41条の２第３項の規定により読み替えて適用される新条例」と、「による新条例」とあるのは「による同項の規定により読み替えて適用される新条例」と読み替えるものとする。

別表（第２条関係）

1　道路の新設及び改築の事業
2　鉄道又は軌道の建設及び改良の事業
3　ダム、堰、放水路又は砂防ダムの設置及び改築の事業
4　発電所の設置又は変更の事業
5　飛行場の設置又は変更の事業
6　埋立て及び干拓の事業
7　土地区画整理事業
8　農用地の造成及び改良の事業
9　工場団地の造成の事業
10　住宅団地の建設の事業
11　ゴルフ場の建設又は変更の事業
12　スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更の事業
13　廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
14　下水道終末処理場の設置又は変更の事業
15　工場又は事業場の建設の事業
16　畜産施設の設置の事業
17　土石及び砂利の採取の事業
18　鉱物の掘採の事業
19　防波堤の建設及び改良の事業
20　養殖場の建設の事業
21　１の項から20の項までに掲げるもののほか、環境に影響を及ぼすおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業で規則で定めるもの